

(記事3) **公証週間における公証相談の実施について**

10月1日～7日は、法務省と日本公証人連合会が定めた「公証週間」です。名瀬公証人役場では、平日、多忙で相談できない方のために、下記のとおり相談所を開設します。

遺言や各種契約、離婚に伴う養育費の支払い等、国民の権利や財産を守る公正証書の役割、活用、作成等について相談を受け付けます。

多くの方々が、気軽に相談していただきたいと思います。相談希望者は、名瀬公証人役場に、電話での事前予約をお願いします。

**記**

(1) 平成25年10月5日(土)

場 所 名瀬公証人役場

(奄美市名瀬幸町12番22号, 電話0997-52-2661)

時 間 午前10時～午後4時

(2) 平成25年10月6日(日)

場 所 鹿児島地方法務局奄美支局

(奄美市名瀬入舟町23番1号, 電話0997-52-0376)

時 間 午前10時～午後4時